					ı							1								1		*	Ş									
	う。)(以下「堰事業」とい	びハに掲げる事業	規則別表第二の二				う。)	「ダム事業」とい掲げる事業(以下	の項の第二欄イに規則別表第一の二					ų į	業 以下 道路事業」「の項に掲げる事	いう。)別表第一の号。以下 規則」と年宮城県規則第五	施行規則 平成十 一環境影響評価条例			影響要因の区分		/	/									
供 在 物 用 及 の び 存	供 在 物 は 土 実 工 用 及 の 工 地 施 事 び 存 作 又 の				用	供在物は土 用及の工地 び存作又			実	実 エ 施 事 の			用及	物 は の エ 存 作	地		実施	エ 事 の														
の存在 堰の供用及び湛水区域	堰及び護岸の存在	掘削の工事	護岸の工事	堰の工事	の存在 の存在	道路の存在	原石跡地の存在	ダムの堤体の存在	格の記憶並びに道路付路の設置並びに道路付	原石の採取の工事	ダムの堤体の工事	休憩所の供用	自動車の走行	道路 (嵩上式)の存在	式)の存在 武)の存在	事用道路の設置工事施工ヤード及びエ	時的な影響切土工等の工事による	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	建設機械の稼働					環境要素の区分								
									()			0					С)		酸素 窒											
									()			0					С	<u> </u>		酸 黄 硫 子 粒 遊 浮	大 気 質										
			0															С			<u> </u>		大気環境									
			0						(0					0	0	音波周	低・音騒	音 騒	- 境									
			0						() 			0					0	0	動	振	動 振	_	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								
			0		0					<u> </u>		0					0			臭り湯の水る	悪っよに等砂土	臭 悪		- 然 的								
									`	ĺ		0	_								; の水			構 成 要								
					0															温	水	水		素の良								
0					0															化 養	栄富	質			好 な 状							
0					0						_										存 溶	. ~		態の保								
											0						0				オイ素水		水環境	水環境	水環境	水環境	水環境	水環境	持を旨			
0																					の底水	質底		こして								
0					0												0				水下地											
																				度濃ン	オイ素塩	質及び水位 水の水			測 及 び							
																					害有		_	評価さ								
																					及向流	他のそ		れるべ								
0)		0			0)		()					0	0					形 な 重 及 地 要	地 及 地質 び 形	Į.	き環境								
																_				下沈	盤地	地盤	土壌に係る環境その他の環境	要素								
0)			<u> </u>	_				—				_0		0		0						0	0				性定安	の盤地	286	る環境	
									╁	-			<u> </u>			\vdash	+			+	╁			0			0				害有	染汚壌土 素そ
									\vdash	-					-											車風	の他の	の環境				
																					波電	不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不不										
0)		0			0			()				0)		外以域海	息す及重地である。	動		み 保 集								
																				域 海	息 すべき生 重要な種	物		評系の 系的 条 条 様								
0)		0			О)		()					0					外以域海	群種重	植		及び評価されるべき環境要素をいる。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ								
																()			域 海	· 落及要 びな	物		き環境で								
0)		0			О)		()										態が け特地域を 生づを		生態系		及び評価されるべき環境要素を切り保全を冒として調査 予測生物の多様性の確保及び自然環境								
0)					0									0					続きませる。 競り 要な 囲いに 景 観 資 型点及び 眺 重な 選 調いに 景 観 資		景観		要素をして調査として調査をして調査をして調査を								
0)		0		(0		C)					0					の場別を	l然人主 とと要 ↑の自な	のい触 然といり がまれる の活動	: I	要素 として調査、予測及び 評価されるべき環境 評価されるべき環境								
			0			L			()							0			物産副う伴	に事工設建	廃棄物等	_	素れ予量環る測の境								
																					物棄廃業産		三温	素 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
			ő	<u>I</u>					C	*							Ċ	*)	1		放射線の量	放射線の量		要素が見いて調査、予れるべき環境のれるべき環境のようでは、								

で現に提付る事業」とい 知で、公有水面	規則別表第一の五		う。) う。) といい とり という。)	(以に見を記ける事業 規則別表第一の四				業」という。)	(以下「鉄道建設事の項に掲げる事業	規則別表第一の三			一放水路事業」とい	掲げる事業(以下	カ頁の第二環トニ規則別表第二の二				掲げる事業 以下の項の第二欄二に	規則引表第二の二	
供 在 物 は 土 用 及 の 工 地 び 存 作 又	供在物は土 実 用及の工地 び存作又 施		供 在 物 は 用 及 の エ び 存 作	土地	土 実工施事 の		供 在 物 用 及 の び 存	は土 工地 作又			実 エ施 事の		供 在 物 は 土 用 及 の エ 地 び 存 作 又	実 エ 施 事 の			供用	在 物 は 土 及 の エ 地 び 存 作 又	実工施事の		
在生地文は干拓地の存	埋立ての工事	堤防及び護岸の工事	廃棄物の埋立て	最終処分場の存在	事という場の設置のエ	行する場合に限る。) 列車の走行(地下を走	行する場合を除く。) 列車の走行(地下を走	在鉄道施設(嵩上式)の存	堀割式)の存在 鉄道施設(地表式又は	明土工等の工事による	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	建設機械の稼働	放水路の存在及び供用	堤防の工事	掘削の工事	設の工事 設の工事	水門の供用	場所及び水門の存在 露出することとなる 水底の存在	しゅんせつの工事	水門の工事	堤防の工事
)	0		0						0										
			0		0						0				0)				0	
			0		0		0				0	0			0					0	
	C)	0		0	(0	0			0)				0	
			0										0								
0	C)	0		0					0			0		0					0	
																	0				
																	0				
			0		0					0											
0									0	0			0		0		0		0		
0			0										0								
			0																		
0	C	0 0			0			()				0		0			0		0	
0			0						 ວ				0					0			
			0		0			`	<u> </u>	0											
								0													
0	C)	0		0			0			0		0)	0		0		
0	C)																	+		\Box
0	C)	0		0			()	0			0		0)		0		0	
0	C)																			
0	0 0		0		0			0			0		0	0)		0		0	
0				0				0					0					0			
0	0 0		0		0			(Э				0		0)		0		0	
		0			0					0						0				0	
	*		*0		*0						o*	_			ð					ő	

3)	所設置事業」とい業 以下 風力発電	の変更の工事の事業及び風力発電所の設置の工事の事	のうち風力発電所の項に掲げる事業の手		う。) う。) えい 土石	土石採取場の増設の新設の事業及び	の項に掲げる事業規則別表第一の十			う。)用地造成事業」とい	めて こうきょう の項に掲げる事業規則別表第一の九					業」という。)	(以下「ンフリエーの項に掲げる事業規則別表第一の八				う。) 地造成事業」とい	事業(以下「住宅団の七の項に掲げる	受が規則別表第一理事業」という。)	の項に掲げる事業規則別表第一の六	
供 在 物用 及 の	別は土) エ地 序作又		実工施事の		供 在 物 用 及 の び 存	」は土 リエ地 :作又	実施の	供用	在物は及の工び存作	土 : 地 : 又	実 エ 施 事 の				在物は及の工び存作	土 : 地 : 又		実工施事の		供在物は土 用及の工地 び存作又			実 エ 施 事 の		
施設の稼働	風力発電所の存在	時的な影響 造成等の施工による 一	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	建設機械の稼働	土石の運搬その他の車	事業の活動	木の伐採等	両の運行 の他の車	1場等における事業活	又は工作物の存在工場等の立地及び土地	時的な影響 一造成等の施工による 一	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	建設機械の稼働	利用自動車の走行	の利用 の利用	敷地の存在	時的な影響 造成等の施工による 一	用いる車両の運行 資材及び機械の運搬に	建設機械の稼働	利用自動車の走行	構造物の存在	敷地の存在	時的な影響	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	建設機械の稼働
			С)	С)		C				()	0				() 	0)
			С)	С)			0)	0				(D	0					
			C		C				0)						
0			0	0	С			0	0			0	0	0				0	0	0				0	0
			0	0	С)		0	0			0	0	0				0	0	0				0	0
		0				0			0		0						0						0		$\overline{}$
									0						0						0				
									0																
									0						0										
		0				0					0				0		0						0		
		0									0						0						0		
		0							(0						0						0		
	0	0				0	0			0						0						0			
	0	0				0	0			0	0					0	0					0	0		
	0	0				0					0						0						0		
0																									
)																								
C)		0		С)	0		0			0			0			0			0			0	
	0	0							()	0														
	0	0				0	0		()	0					0	0					0	0		
	0	0)	0														
	0		0		С)	0		0			0			0		0		T		0			0	
	0					0			()					C))			
	0	0				0			_	0	0		_		C)	0				()	0		
		0									0						0						0		
									0																
									0																
		* O		Č	<u>«</u>	*		0			Ő						, Ö	<u>I</u>					* O		

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる「般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 イ道路事業 〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散、流出又は集積するおそれがある場合に適用する。

- (5) 工事の元了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。(4) 必要に応して、既存の工作物を除去すること。(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械を用いて工事を行うこと。(1) 減時の構造が、地表式、堀割式又は常上式であること。
- ロ ダム事業
- 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
- 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施設設備並びに掘削工、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
- ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
- (6) (5) (4) (3) (2) (1) 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
 - ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

ハ堰事業

- 土砂等の掘削を行い、堰を設置する「堰の工事」を行うこと。
- (3) (2) (1) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「掘削の工事」を行うこと。
- (4) 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在すること。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること
- 二 湖沼水位調節施設建設事業
- 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (4) (3) (2) (1)
 - 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「しゅんせつのT事」を行うこと。土砂等の掘削を行い、水門を設置する「水門のT事」を行うこと。
- 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。

放水路事業

- 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) (4) (3) (2) (1) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

鉄道建設事業

- 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。 鉄道施設の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。
- 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) (4) (3) (2) (1) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

最終処分場設置事業

- (6) (5) (4) (3) (2) (1) 立地の形式は陸上埋立てであること。
 - 最終処分場の種類は一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。
- 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。 工作物として、擁藤その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モラリング設備、管理様、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。
- 埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチックを除く。)を含むこと。

- (1) 建設機械又は作業, 公有水面埋立事業 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- ② 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出人を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。
- 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業

建設機械を稼働し、造成工事を行っこと。

車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

工事の完了後、敷地が道路、公園、緑地、調整池及び給、排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業、業務施設等の立地の用に供されること。

- (4) 施設の利用には自動車が用いられること。
 (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運
 (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊様の運
 (4) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- ヌ レクリエーション施設建設事業

施設の利用には自動車が用いられること

- 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらど一体となって整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。

ル 工場事業場用地造成事業

- 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) (2) (1) **工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。**

- ヲ 土石の採取事業 4 車両により、製品の運搬を行うこと。 土石の採取の方法は露天掘削とすること。
- (4) 車両により、土石の運搬を行っこと。 ② 土地又は工作物として、土石の採取(2) 準備工事として造成区域において樹木の採取の方法は露天掘削とする. 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。 準備工事として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
- ワ 風力発電所設置事業 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行っこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。 **「下事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。**

造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。

- (i) 正事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の(i) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の設置(2) 建設機械の稼働として、健業物、工作物等の設置(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
- 十 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土文は汚泥を発生させる工事をいう。 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 八 この表において「主要な囲繕景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

十二 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所(公衆便所を含む。)をいう。 十一 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

十三 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。